和福障第２４５４号
令和８年３月２日
（２０２６年）

指定児童通所支援事業所　管理者　各位

和歌山市長　　尾　花　正　啓
（　公　印　省　略　）

教育・保育施設等における食品等の誤嚥による窒息事故の防止について（通知）

平素より、障害児支援にご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、この度こども家庭庁等の国機関から「教育・保育施設等における事故防止ガイドライン」（添付資料①）を始めとする種々の資料について、その内容を改めて関係各所に周知するよう、依頼がありましたので通知いたします。

各施設・事業所におかれましては、障害児支援における事故防止について、改めてガイドライン等の内容を今一度ご確認の上、引き続き、障害児の安全を最優先に支援を行っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

【添付資料】
①教育・保育施設等における事故防止ガイドライン（平成２８年３月国作成）
②消費者庁公表資料
③教育・保育施設等における誤嚥事故防止のための食材整理表（啓発資料）
④教育・保育施設等における窒息事故発生時の対応フロー（啓発資料）
⑤行事やイベント食の注意点（啓発資料）
⑥教育・保育施設等における食品等の誤嚥による窒息事故の防止について（事務連絡）

和歌山市七番丁２３番地
和歌山市障害者支援課
障害児通所支援事業者指定担当　中谷
TEL：073-435-1060